

別表第1

勤続期間	日数	
1年	15	(25)
2年	30	(50)
3年	45	(75)
4年	60	(100)
5年	75	(125)
6年	90	(150)
7年	105	(175)
8年	120	(200)
9年	135	(225)
10年	150	(250)
11年	222	(278)
12年	244	(305)
13年	266	(333)
14年	288	(360)
15年	310	(388)
16年	385	(428)
17年	421	(468)
18年	457	(508)
19年	493	(548)
20年	588	
21年	638	
22年	688	
23年	738	
24年	788	
25年	838	
26年	878	
27年	918	
28年	958	
29年	998	
30年	1,038	
31年	1,068	
32年	1,098	
33年	1,128	
34年	1,158	
35年	1,188	
36年	1,218	
37年	1,248	
38年	1,278	
39年	1,308	
40年以上	1年ごとに30日を加えた日数とする。	

備考

- 1 この表の日数欄の括弧内の日数は、業務に起因しない負傷又は疾病によりその職に堪えずして退職し、又は解雇された者に適用する。
- 2 日数の最高限度は、1,425日とする。

別表第2

勤続期間	日数
1年	25
2年	50
3年	75
4年	100
5年	125
6年	150
7年	175
8年	200
9年	225
10年	250
11年	347
12年	382
13年	416
14年	450
15年	485
16年	535
17年	585
18年	635
19年	685
20年	735
21年	785
22年	835
23年	885
24年	935
25年	994
26年	1,039
27年	1,084
28年	1,129
29年	1,174
30年	1,219
31年	1,264
32年	1,309
33年	1,354
34年	1,399
35年以上	1,425

(一部改正 平成25年達第63号)

別表第3

退職日		割合
教授、准教授及び講師（理事長が特に指定する講師を除く。）	その他の職員	
60歳に達した日の属する年度の末日	55歳に達した日の属する年度の末日	100分の20
61歳に達した日の属する年度の末日	56歳に達した日の属する年度の末日	100分の16
62歳に達した日の属する年度の末日	57歳に達した日の属する年度の末日	100分の12
63歳に達した日の属する年度の末日	58歳に達した日の属する年度の末日	100分の8
64歳に達した日の属する年度の末日	59歳に達した日の属する年度の末日	100分の4

別表第4

調整月額の区分	職員の区分
第1号区分	<p>(1) 理事</p> <p>(2) 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号。以下「給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 給与規程の教育職給料表（教育職（診療）給料表を含む。この表において同じ。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（大学院研究科長、学部長、病院長及び総合情報センター長の職にあった者に限る。）</p> <p>(4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p>
第2号区分	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（大学院研究科長、学部長、病院長及び総合情報センター長の職にあった者を除く。）</p> <p>(3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p>

第3号区分	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 給与規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの（助教に限る。）</p> <p>(3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 給与規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属さないこととなる者

(一部改正 平成25年達第63号)